

## 指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和4年度		
施設名	秋田県南部男女共同参画センター	設置年	平成 14 年
所在地	秋田県横手市神明町1-9		
指定管理者	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター		
県所管課	次世代・女性活躍支援課 女性活躍・両立支援 チーム		

### 1 施設の概要

設置目的	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に自主的に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し男女共同参画社会の形成に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するために設置する。					
県の施策上の施設の位置付け	<p>新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における、当該施設の位置付け・目標</p> <p>男女共同参画に関する情報や研修機会の提供とともに、活動団体相互の交流やその活動の支援を実施するなど、地域に密着した男女共同参画を推進するための拠点として重要な役割を担っている。</p> <p>新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として、当該施設に求められているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する情報や研修機会の提供、団体の活動支援</li> <li>・地域における女性活躍や両立支援の意識醸成</li> <li>・地域住民や市町村、関係団体等の連携による地域ネットワークの機能強化</li> </ul>					
施設の面積	敷地面積843.61㎡、建築面積338.95㎡					
主な設置施設	研修室、団体・グループ活動室、交流サロン、託児室、ワーキングルーム、情報交流スペース					
指定管理業務の内容	料金制	有（利用料金併用制 ・ 完全利用料金制） <b>（無）</b> （指定管理料制）				
	料金設定	別紙のとおり				
	サウンディング実施対象施設※	×	←○、×を記入			
	指定期間	令和3年4月1日	～	令和6年3月31日		
	営業期間・時間	午前9時から午後9時（土日休日は午前9時から午後5時） 休館日：毎週木曜日、12月29日から1月3日				
自主事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務</li> <li>2. 施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>3. 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務</li> <li>4. 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務</li> <li>5. その他センターの管理に関し知事が必要と認める業務</li> </ol>					
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. プラザまつりWEEKに合わせ、登録団体PR動画作成セミナーを2日間に分けて3回開催し、5団体7名の参加があった。団体の活動の成果発表等の機会となった。</li> <li>2. 民間企業とのコラボで、SDGsカードゲームを行った。ゲーム形式で体感することで、多種多様なSDGsの理解を深め行動につなげる。17名の参加があった。</li> <li>3. あきたF・F推進員研修会を推進員が実行委員となり企画し開催、懇親を深めた。</li> </ol>					
直近3年の年間利用者数	R 2	9,199 人	R 3	11,948 人	R 4	11,013 人
直近3年の年間料金収入	R 2	117 千円	R 3	163 千円	R 4	172 千円
直近5年の収支決算（単位：千円）	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	
収入計		10,522	10,522	10,717	10,692	10,692
利用料収入						
指定管理料		10,522	10,522	10,717	10,692	10,692
その他収入						
支出計		10,456	10,296	11,321	10,661	10,621
人件費		6,180	6,107	6,475	5,914	5,911
人件費以外		4,276	4,189	4,846	4,747	4,710
差引		66	226	▲ 604	31	71

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の2～3年前にサウンディング（官民対話）を実施する。

## 2 観点ごとの評価

### (観点I) 施設の設置目的(施設の目指す姿)の達成に関する取組

#### 【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

※協定書に記載した運営方針・施設の利用目標を記載  
(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和4年度の目標	利用者数 14,000人
----------	--------------

○指定管理者による実績報告

直近3年の実績	年度	R元年度	R2年度	R3年度
	目標	14,700	11,760	14,000
実績	13,975	9,199	11,948	
達成率	95.1%	78.2%	85.3%	
令和4年度の実績	実績	11,013人	達成率	79.0%
	具体的な取組とその効果	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の感染予防対策に準じて、スペースに合わせた人数制限を行ったことや、活動を自粛している団体も多かったことから、利用率は伸びない状況であった。研修室利用に関しては、新団体の登録や比較的空きのある休日の利用を推進したことで、R3年度に比べ、使用料は増加した。		
令和5年度の目標(設定根拠)	目標	14,000人		
	設定根拠	新型コロナウイルスの収束が期待されるほか、団体活動の再開に伴い、利用者数の増加が見込まれることから、令和5年度においても、引き続き利用者数14,000人を目標に設定し、センターの利便性を広域にアピールするなど、新団体の募集にも力を入れていく。		

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

### (観点I) の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	C	施設の利用者数としては目標に及ばなかったが、オンラインを活用してセンター事業を開催したことや、施設外でも講座を開催するなどして、多くの方にセンター事業へ参加いただいた。今後も関係団体等と連携し、積極的にセンターの周知を行っていく。
県(所管課)	C	新型コロナウイルスの影響により、目標を達成することはできなかった。コロナ禍の収束に伴い、関係団体等と連携してセンターの周知を行い、利用者数の増加を図るなど、目標の達成に努めてもらいたい。	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

## （観点Ⅱ）施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

### 【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度の状況 (直近3年)	R元年度		R2年度	R3年度
	91.0%		91.9%	95.8%
令和4年度の実績	実績	92.30%		
	具体的な取組とその効果	利用者アンケートを常に設置し、意見が届きやすい環境を整えている。ご意見にはすぐに対応し、改善したことをセンター通信などで公表することで、利用者の理解を得る工夫をした。また、コピー機・印刷機・パソコンの使用方法を丁寧に説明するなど、職員と利用者とのコミュニケーションも重視した。		

## （観点Ⅱ）の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	
県(所管課)	A		利用者が安心して利用することができる環境整備や雰囲気づくりに努めており、満足度も高水準を維持していることは高く評価できる。引き続き、利用者の立場に立った運営を行い、満足度の向上に取り組んでもらいたい。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：満足度80%以上      B：A及びC以外      C：満足度60%未満

## （観点Ⅲ）効率性の向上等に関する取組

### （1）経費の低減

#### 【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	経費の低減実績	令和3年度は、一部事業をホテル等で開催していたが、令和4年度は地域の交流施設等を利用して開催したことで、事業にかかる会場使用料が低減した。
	具体的な取組とその効果	令和4年度は、物価や光熱水費の上昇が著しかったため、特に節電や節水等を徹底し、需用費の見直しを定期的に行うことで、施設提供レベルを維持しつつ経費の低減に努めた。また、事業の開催場所を見直し、使用料を低減することができた。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

### （2）収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

#### 【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	収入の増加実績	
	具体的な取組とその効果	

**(観点Ⅲ) の評価**

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	経費の低減については、需用費の見直しを定期的に行うなど、施設提供レベルを維持しつつ経費の削減を図り、総額では前年比で0.37%低減することができた。
	県(所管課)	B	経費の低減について、原油価格高騰や物価上昇の影響を受けつつも、講座や研修にかかる会場使用料を抑えるなど、総額では前年比で0.37%減少したことから、B評価とする。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上改善

B：A、C以外

C：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上悪化

**(観点Ⅳ) 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組**

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人員配置 施設の管理運営に必要な人員を配置しており、サービス提供に支障は生じていない。</li> <li>○職員の資質向上 定期的に男女共同参画に関連する講座・研修に参加している。</li> <li>○地域や関係団体等との連携 関係団体やあきたF・F推進員との連携を図り、共催でイベントを行うなど、地域ネットワークの強化に努めた。</li> <li>○安全対策 必要に応じて修繕を依頼するなど、利用者が常に安全に利用できる状態を保っている。</li> <li>○危機管理等 危機管理対応マニュアル及び緊急時連絡体制を整備している。</li> </ul>
----------	--

**(観点Ⅳ) の評価**

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	実績報告に記載のとおり、施設の管理運営等、指定管理業務は適正に行っている。
	県(所管課)	A	職員による適切な管理運営が行われており、安全対策も講じられている。また、積極的に地域や関係団体との連携も図られており、円滑に業務を遂行している。

【評価基準】 A：順調(改善点なし)、B：概ね順調(重大な問題点なし)、C：改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

## 【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況 (施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等) ・男女共同参画を推進するための拠点として、目的に沿った講座・研修を開催しており、男女共同参画及び女性活躍に資する学習・研修機会が参加者に提供されている。 ・地域住民や市町村、関係団体との連携によって地域ネットワークの機能強化を図り、地域における男女共同参画の形成に向けた取組を推進している。
○施設運営の課題 ・若年層や企業関係者の利用、講座・研修への参加を促進していく必要がある。
○今後の方向性 (県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等) ・男女共同参画に関する情報や研修機会を提供するとともに、より多くの方々に参加していただける講座や研修会を開催するなど、地域における女性活躍や両立支援の推進に努める。 ・地域住民や市町村、関係団体との連携を強化し、県民が主体的に男女共同参画の推進に取り組むことができるように普及啓発を強化する。

## 【外部有識者委員会による評価（提言）】

※外部有識者委員会の評価対象となる約20施設について記載

評価（提言）
○施設の管理運営状況について (観点Ⅰ)～(観点Ⅳ)に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

## 【外部有識者委員会による評価（提言）を踏まえた今後の対応方針】

今後の対応方針
指定管理者 (施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課 (県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

## 別紙 利用料金表

### 北部・南部男女共同参画センター

使用目的 時間	男女共同参画の推進に関する 活動のための使用である場合	その他の場合
午前9時～正午	390円	1,170円
午後1時～午後5時	520円	1,560円
午前9時～午後5時	910円	2,730円
午後5時以降 1時間につき	110円	310円

### 中央男女共同参画センター

使用目的 時間	男女共同参画の推進に関する 活動のための使用である場合		その他の場合	
	全区画	1/2区画	全区画	1/2区画
午前9時～正午	2,370円	1,190円	7,140円	3,570円
午後1時～午後5時	3,160円	1,580円	9,520円	4,760円
午前9時～午後5時	5,530円	2,770円	16,660円	8,330円
午後5時以降 1時間につき	790円	400円	2,380円	1,190円